

令和3年度 徳島市特定任期付職員（広報専門官）選考試験要綱

令和3年6月25日

徳島市総務部人事課

徳島市の魅力や取組を効果的かつ積極的に発信し、徳島市の将来像である「わくわく実感！水都とくしま」の実現に向けたまちづくりを推進することを目的として、徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、広報活動に関して特に高度で専門的な知識・経験を有する人材を採用するため、次のとおり選考試験を実施します。

1 職務内容

徳島市の広報専門官として、主に次の職務に従事します。

- (1) 徳島市の広報強化対策と新しい媒体を利用した広報戦略の検討
- (2) 徳島市の重要課題に関する戦略的な情報発信についての提案及び助言
- (3) 映像、情報コンテンツ等の関連事業者との新たな連携に向けた関係の構築
- (4) 広報活動に係る職員の意識改革、スキルアップのための指導等の実施

2 任期

採用された日から令和6年3月31日まで

※ 採用された日から最長で5年が経過する日まで、任期を更新することがあります。

3 採用予定人員

1人

4 受験資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 民間企業等において、広報・報道・プロモーション関連の分野の業務を担当し、ブランド戦略の立案、多様な媒体での情報発信、プレス戦略などの実務経験を15年以上有している者
- (2) 政治、経済などの社会問題に造詣が深く、自治体の課題について広報戦略を立案できる能力を有している者
- (3) プロジェクトの推進にあたり、責任のある立場としてのマネジメント経験を5年以上有している者
- (4) 新たな環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを図ることができ、主体的に業務を推進する能力を有している者

※ ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申込手続

所定の申込書及び職歴等調書に所要事項を記載し、写真を貼付の上、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により申し込んでください。

なお、申込みを受け付けた後、申込書に記載のメールアドレス宛てに、徳島市総務部人事課(jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp)から「申込受付完了メール」を送信します。令和3年7月12日(月)までに「申込受付完了メール」が届かない場合は、申し出てください。

(1) 郵便

封筒の表に「任期付職員申込」と朱書きし、申込書及び職歴等調書を同封の上、必ず「簡易書留郵便」にして送付してください。

※ 送付先： 徳島市総務部人事課（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地）

(2) 電子メール

電子メールの件名を「任期付職員申込」とし、申込書及び職歴等調書をそれぞれPDF形式で添付して送信してください。

※ 送信先メールアドレス： jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp

(3) 申込受付期間

令和3年6月25日(金)～7月8日(木)【必着】

6 論文の提出

上記5の申込手続に加えて、次のとおり論文(1,600字程度)を提出してください。

論文提出期間内に論文が提出できない場合は受験できませんので、注意してください。

(1) テーマ

「徳島市の魅力や取組を効果的かつ積極的に発信し、徳島市の将来像である「わくわく実感！水都とくしま」の実現に向けたまちづくりを推進するために、最も効果的な方法」

(2) 提出方法等

所定の様式を用いて論文を作成し、上記5の(1)(簡易書留郵便)又は(2)(電子メール・PDF)に準じて提出してください。なお、件名等は「任期付職員論文」としてください。

※ 論文の提出を受けたことをお知らせする電子メールは、送信しません。

※ 申込書等と一緒に提出する場合の件名等は「任期付職員申込・論文」としてください。

(3) 論文提出期間

令和3年6月25日(金)～7月16日(金)【必着】

申込書、職歴等調書及び論文様式は、徳島市公式ホームページ「職員採用情報」－「正規職員」－「令和3年度徳島市特定任期付職員選考試験」に登録していますので、ダウンロードして使用してください。

7 選考方法

申込書、職歴等調書及び論文の記載内容並びに個別面接（口述式）により、「専門性」、「経験」及び「人物」について審査します。

※ 基準を満たす受験者がいない場合は、合格者はありません。

8 試験日、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験場	合格発表
個別面接	令和3年7月下旬のうち、本市が指定する1日 ※ 詳細は、7月12日（月）以降に、受験者に電話及び電子メールで通知します。	徳島市役所 徳島市幸町2丁目5番地	7月下旬、受験者に文書で通知します。

9 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿（有効期間1年）に登載されます。ただし、登載された場合でも、受験資格を満たさないことが明らかになったとき等については、職員採用候補者名簿から削除されます。
- (2) 採用は、原則として令和3年9月1日以降とします。

10 給与・勤務条件等（令和3年4月1日現在）

- (1) 勤務日：週5日（月曜日～金曜日）
 - (2) 週休日等：日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 勤務時間：午前8時30分～午後5時（正午～午後0時45分は休憩時間）
 - (4) 給料：月額608,000円（特定任期付職員給料表5号給）
 - (5) 諸手当：通勤手当、地域手当及び期末手当（6月及び12月）
 - (6) 休暇：年次有給休暇（年間最大20日付与）、病気休暇及び特別休暇（有給又は無給）
 - (7) 社会保険：健康保険及び厚生年金保険
 - (8) 服務：特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、守秘義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- ※ 給与・勤務条件等については、徳島市の条例等の定めるところによります。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
新型コロナウイルス感染症の状況等により、試験日程、実施方法等を変更する場合があります。この場合は、徳島市総務部人事課から受験者に電話又は電子メールにより通知します。
- (2) 問い合わせ先
徳島市総務部人事課（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地）
電話：088-621-5023
電子メール：jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp